

建設分野における受入れ基準の見直しについて

※2019.4.1より適用

 ※2020.1.1(人数枠の設定は
2022.4.1)より適用

 ※2020.1.1より適用
(「その他」は公布日より適用)

	特定技能 (新設した基準)	技能実習 (下線部：追加する基準案)	外国人建設就労者受入事業 (下線部：追加する基準案)
受入企業に関する基準	<ul style="list-style-type: none"> 外国人受入れに関する計画の認定を受けること 建設業法第3条の許可を受けていること 建設キャリアアップシステムに登録していること 建設業者団体が共同して設立した団体(国土交通大臣の登録が必要)に所属していること等 	<ul style="list-style-type: none"> 技能実習計画の認定を受けること 建設業法第3条の許可を受けていること 建設キャリアアップシステムに登録していること 等	<ul style="list-style-type: none"> 適正監理計画の認定を受けること 建設業法第3条の許可を受けていること 建設キャリアアップシステムに登録していること 等
処遇に関する基準	<ul style="list-style-type: none"> 1号特定技能外国人に対し、 <ul style="list-style-type: none"> 日本人と同等以上の報酬を 安定的に支払い、 技能習熟に応じて昇給を行うこと 1号特定技能外国人に対し、雇用契約締結前に、重要事項を書面にて母国語で説明していること 1号特定技能外国人を建設キャリアアップシステムに登録すること等 	<ul style="list-style-type: none"> 技能実習生に対し、 <ul style="list-style-type: none"> 日本人と同等以上の報酬を 安定的に支払うこと 雇用条件書等について、技能実習生が十分に理解できる言語も併記の上、署名を求めること 技能実習生を建設キャリアアップシステムに登録すること ※1号実習生は、2号移行時までに登録完了すればよい 等 	<ul style="list-style-type: none"> 外国人建設就労者に対し、 <ul style="list-style-type: none"> 日本人と同等以上の報酬を、 安定的に支払い、 技能習熟に応じて昇給を行うこと 外国人建設就労者に対し、雇用契約締結前に、重要事項を書面にて母国語で説明していること 外国人建設就労者を建設キャリアアップシステムに登録すること 等
その他	<ul style="list-style-type: none"> 1号特定技能外国人(と外国人建設就労者との合計)の数が、常勤職員の数を超えないこと 	<ul style="list-style-type: none"> 技能実習生の数が常勤職員の総数を超えないこと ※優良な実習実施者・監理団体については免除 	<ul style="list-style-type: none"> (1号特定技能外国人と)外国人建設就労者(との合計)の数が、常勤職員の数を超えないこと

※技能実習・外国人建設就労者受入事業の新基準については、制度施行日以降に申請される1号技能実習計画・新規の適正監理計画の認定より適用予定。

※外国人建設就労者受入事業による外国人の新規の受入れの期限(2020年度末まで)及び当該事業による外国人の在留期限(2022年度末まで)については、変更無し。

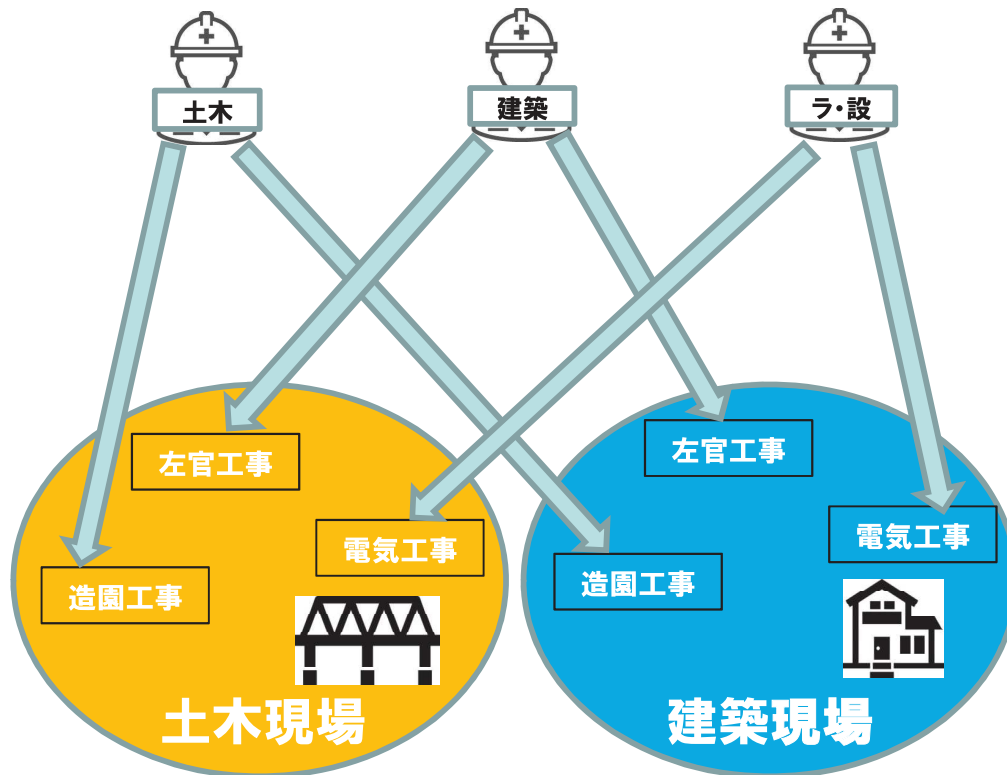
業務区分と従事できる工事業の考え方

- ①在留資格上の業務区分は、**作業の性質をもとにした分類**であり、**作業現場の種類による分類ではない**。
従事する作業については、現場を問わず実施可能。【参考1】
- ②各在留資格で実施できる工事の範囲は【参考2】のとおり。

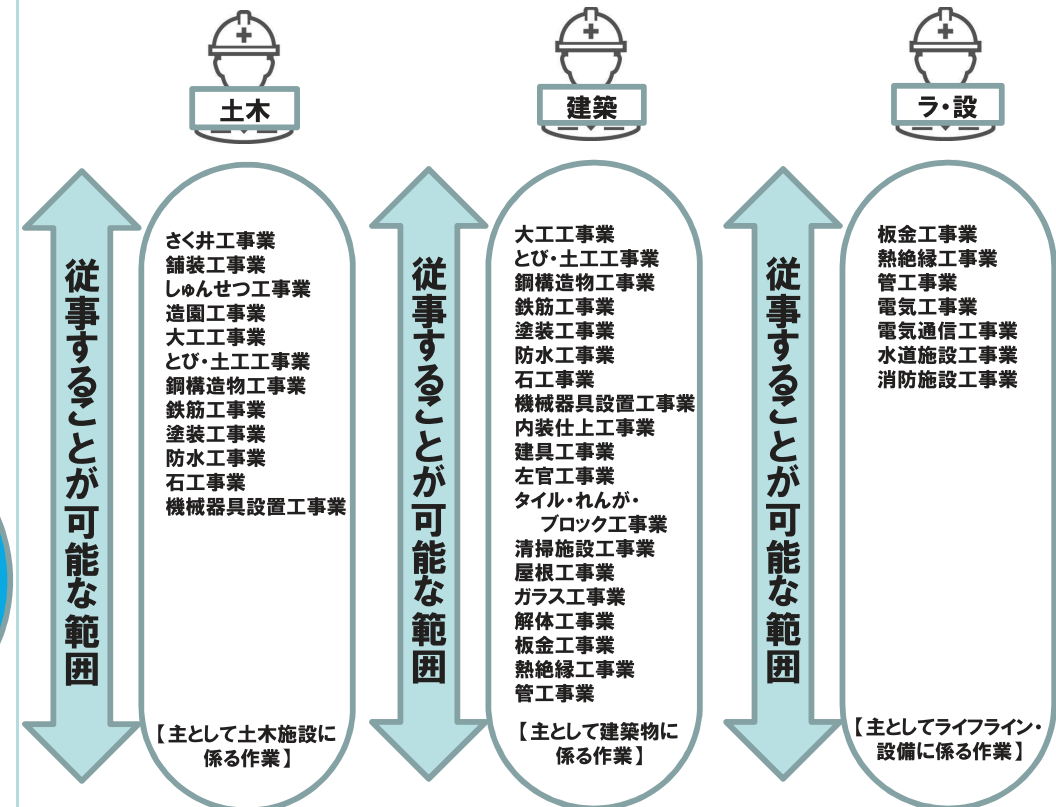
したがって、認定を受けた在留資格に含まれる工事であれば、現場の種類を問わず、従事することが可能。

※実際に従事させる場合には、雇用契約上、業務範囲を明確にし、同等の技能を有する日本人と同等以上の報酬となるよう留意が必要。

<【参考1】業務区分のイメージ>



<【参考2】各在留資格で実施できる工事の範囲>



特定技能業務区分－建設業許可 対応表

<建設業の種類と特定技能業務区分の対応について>

1. 特定技能外国人を従事させたい建設業の種類ごとに、それぞれ対応する業務区分の認定を受けることで、当該建設業に係る工事に従事させることができるとなります。
2. 一の種類の建設業に対応する業務区分が複数ある場合、いずれか又は双方の業務区分を選択して認定を受けて下さい。

<一の業務区分において従事することができる工事の範囲について>

3. ある業務区分の認定を受けた場合、当該業務区分の列を縦に見た場合に「○」のついた種類の建設業の工事に従事させることができます。

<特定技能外国人の現場入場について>

4. 上記をご参照の上、特定技能外国人が従事する工事が該当する建設業の種類に対応する業務区分であることをご確認下さい。

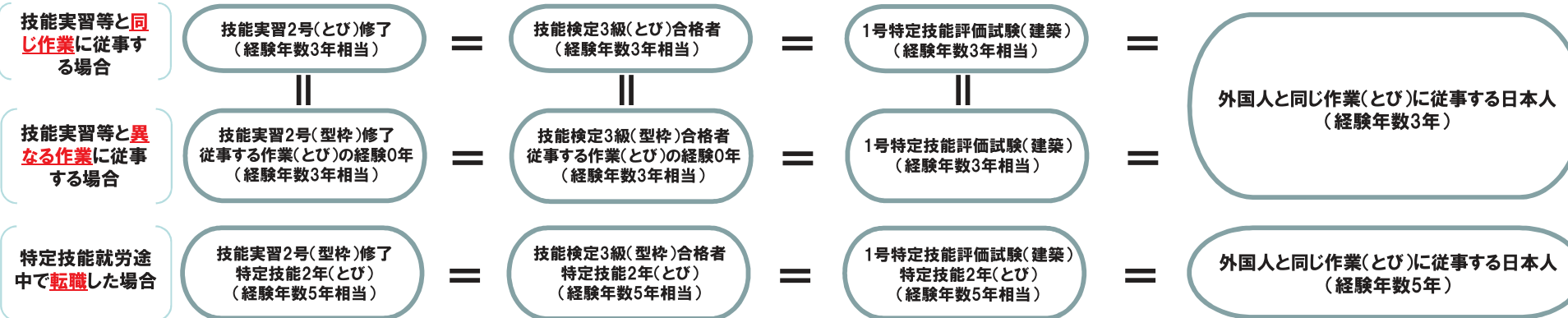
業務区分			建設業許可		
土木	建築	ライフライン設備	種類	内容	例示
○			さく井工事業	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事またはこれらの工事に伴う揚水設備設置等を行う工事	さく井工事、観測井工事、運元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事
○			舗装工事業	道路等の路面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、砕石等により舗装する工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事
○			しゅんせつ工事業	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事	しゅんせつ工事
○			造園工事業	整地、樹木の植栽、泉石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造する工事	植栽工事、地被工事、泉石工事、地ごらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事、緑地育成工事
○	○		大工工事業	木材の加工または取付けにより工作物を築造し、または工作物に木製設備を取り付ける工事	大工工事、型枠工事、造作工事
○	○		どび・土工事業	①足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物の運搬配置、鉄骨等の組立て、工作物の解体等を行う工事 ②心打ち、くい詰めおよび場所打込みを行う工事 ③土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事 ④コンクリートによる工作物を築造する工事 ⑤その他基礎的または準備的工事	①とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物のクレーン等による揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事 ②心工事、心打ち工事、心詰め工事、場所打込み工事 ③土工工事、掘削工事、掘削工事、築造工事、盛土工事 ④コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事 ⑤地すりの防止工事、地盤改良工事、ボーングラウト工事、土留め工事、仮設切り工事、吹付け工事、法面保護工事、道路付属物設置工事、屋外広告物設置工事、捨石工事、外構工事、はつり工事、切断穿孔工事、アンカー工事、あと施工アンカー工事、潜水工事
○	○		鋼構造物工事業	形鋼、鋼板等の鋼材の加工または組立てにより工作物を築造する工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油、ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、開門、水門等の門扉設置工事
○	○		鉄筋工事業	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、または組み立てる工事	鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事
○	○		塗装工事業	塗料、塗材等を工作物に吹き付け、塗付け、またははり付ける工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事
○	○		防水工事業	アスファルト、モルタル、シーリング材等による防水を行う工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事
○	○		石工事業	石材（石材に類似のコンクリートブロックおよび磁石を含む）の加工または積石により工作物を築造し、または工作物に石材を取り付ける工事	石積み（張り）工事、コンクリートブロック積み（張り）工事
○	○		機械器具設置工事業	機械器具の組立て等により工作物を建設し、または工作物に機械器具を取り付ける工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排水機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊戯施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事
	○		内装仕上工事業	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装閉り切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事
	○		建具工事業	工作物に木製または金属製の建具等を取り付ける工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンホルダー取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事
	○		左官工事業	工作物に壁土、モルタル、漆い、プラスター、繊維等をこて塗り、吹付け、またははり付ける工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事
	○		タイル・れんが・ブロック工事業	れんが、コンクリートブロック等により工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取り付け、またははり付ける工事	コンクリートブロック積み（張り）工事、レンガ積み（張り）工事、タイル張り工事、築坪工事、スレート張り工事、サイディング工事
	○		清掃施設工事業	し尿処理施設またはごみ処理施設を設置する工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事
	○		屋根工事業	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	屋根ふき工事
	○		ガラス工事業	工作物にガラスを加工して取り付ける工事	ガラス加工取付け工事、ガラスフィルム工事
	○		解体工事業	工作物の解体を行う工事	工作物解体工事
	○	○	板金工事業	金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製の付属物を取り付ける工事	板金加工取付け工事、建築板金工事
	○	○	熱絶縁工事業	工作物または工作物の設備を熱絶縁する工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事、ウレタン吹付断熱工事
	○	○	管工事業	冷暖房、空調調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空調調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス配管工事、ダクト工事、管内更生工事
		○	電気工事業	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備（非常用電気設備を含む。）工事、照明設備工事、電事線工事、信号設備工事、ネオン装置工事
		○	電気通信工事業	有線電気通信設備、無線電機通信設備、放送機械設備、データ通信設備等の電気通信設備を設置する工事	有線電気通信設備工事、無線電気通信設備工事、データ通信設備工事、情報処理設備工事、情報収集設備工事、情報表示設備工事、放送機械設備工事、TV電波障害防除設備工事
		○	水道施設工事業	上水道、工業用水道等のための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事または公共下水道もしくは流域下水道の処理設備を設置する工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事
		○	消防施設工事業	火災警報設備、消火設備、避難設備もしくは消火活動に必要な設備を設置し、または工作物に取り付ける工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災警報設備工事、漏電火災警報設備設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、縦降機、避難機又は排煙設備の設置工事

業務区分の統合を踏まえた、同等の技能を有する日本人と同等以上の報酬であることの方

原則

「同等の技能を有する日本人と同等以上の報酬であること」とは、「基本給」及び「毎月固定的に支払われる手当等」が、以下の比較対象の考え方に則った比較対象の日本人と同等以上であることを言います。

【比較対象の考え方(例:建築区分で、とびに従事する場合)】



資格取得や条件達成時の追加手当等による差異

ただし、例えば以下のように、技能実習修了者、特定技能評価試験合格者、日本人技能者について合理的、かつ、客観的な技能の習熟に基づく公平な追加手当等を定めることが推奨されます。

- 職長手当
- 実際に従事する作業に関連する技能検定等の取得による技能手当
- 社内制度による検定等の合格による技能手当
- 特定の従業員のみが従事する業務による差異
(例)営業、技能実習生の指導 等



JAC 建設技能人材機構 PDFファイル

お問い合わせ ☎ 03-6453-0220
✉ info@jac-skill.or.jp

機構概要
About Us

会 員
Members

試験情報
Evaluation exam

無料職業紹介
Employment
placement

事業紹介
Our Activities

Q & A
Question and
Answer

支援業務
Support Service

+ 正会員 (41建設業者団体)

(一社) 全国建設業協会	(一社) 日本道路建設業協会
(一社) 全国中小建設業協会	(一社) 日本電設工業協会
(一社) プレストレスト・コンクリート建設業協会	(一社) 日本空調衛生工事業協会
(一社) マンション計画修繕施工協会	(一社) 日本型枠工事業協会
(一社) 日本左官業組合連合会	(一社) 全国コンクリート圧送事業団体連合会
(公社) 日本推進技術協会	(一社) 日本機械土工協会
(一社) 日本建設機械レンタル協会	(一社) 日本基礎建設協会
(一社) 全国基礎工事業団体連合会	(一社) 日本発破・破砕協会
(一社) プレストレスト・コンクリート工事業協会	(一社) 全日本漁港建設協会
(一社) 全国特定法面保護協会	(一社) 全日本瓦工事業連盟
(一社) 情報通信エンジニアリング協会	(公社) 全国鉄筋工事業協会
全国圧接業協同組合連合会	日本室内装飾事業協同組合連合会
(一社) 全国建設室内工事業協会	日本建設インテリア事業協同組合連合会
(一社) 日本建設躯体工事業団体連合会	(一社) 日本窯工業連合会
全国建設労働組合総連合	(一社) 日本ツーバイフォー建築協会
(一社) 日本在来工法住宅協会	(一社) 全国住宅産業地域活性化協議会
全国管工事業協同組合連合会	(一社) 日本金属屋根協会
(一社) 日本建築板金協会	(一社) 全国ダクト工業団体連合会
(一社) 日本保温保冷工業協会	(一社) 日本ウレタン断熱協会
日本港湾空港建設協会連合会	(一社) 全国防水工事業協会
(一社) 日本建設業連合会	

(令和3年4月1日現在)

受入負担金について

会費のほか、1号特定技能外国人を受け入れた場合には、受入企業に受入負担金を負担いただきます。

対象となる特定技能外国人の別	1人あたり受入負担金の月額
海外試験合格者（本機構が指定する海外教育訓練を受ける場合）	20,000円（参考：年額24万円）
海外試験合格者（本機構が指定する海外教育訓練を受けない場合）	15,000円（参考：年額18万円）
国内試験合格者	13,750円（参考：年額16万5千円）
試験免除者（技能実習2号修了者等）	12,500円（参考：年額15万円）

特定技能国土交通省申請の流れ

1. 建設キャリアアップシステム登録（事業者と技能者）
2. JAC もしくは建設業者団体入会
3. ハローワークにて求人募集
4. 国土交通省申請ページのログイン・パスワード取得
5. 国土交通省申請

※申請書類一覧

- 登記事項証明書
- 建設業許可証
- 厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書
- 建設キャリアアップシステム事業者 ID を確認する書類
- 特定技能外国人受入事業実施法人に加入していることを証する書類
(JAC もしくは建設業者団体が発行した会員証明書コピー)
- ハローワークで求人した際の求人票
- 同等の技能を有する日本人の賃金台帳（直近 1 年分。賞与を含む）
- 同等の技能を有する日本人の経歴書
- キャリアアップシステム技能者 ID の確認できる書類（日本滞在時のみ）
- 雇用契約書・条件書（押印・サイン）
- 雇用契約に係る重要事項事前説明書（押印・サイン）

入国管理局申請の流れ（海外在住）

1. 健康診断受診（申請時から 1 年以内）
2. 大使館認証（母国で手続き）
3. 入国管理局 在留資格認定証明書交付申請

※必要書類一覧

受入機関

- 登記事項証明書（申請時から 3 ヶ月以内）
- 特定技能に關与する役員の住民票（個人番号記載なし、本籍地記載あり）
- 損益計算書・貸借対照表（直近 3 年分）
- 労働保険料等納付証明書（都道府県労働局にて取得）
- 社会保険料納入状況照会回答票（日本年金機構にて取得）
- 法人の納税証明書その 3（源泉徴収所得税及び復興特別所得税、消費税の納税証明書、法人税の納税証明書）（所轄税務署にて取得）
- 法人の地方税の納税証明書（市町村にて取得）
- 技能実習修了証のコピー又は随時 3 級試験合格証
- 特定技能外国人支援計画書（申請人サイン）

特定技能外国人（申請人）

- 在留資格認定証明書交付申請書（写真）
- 住民票
- 健康診断票（申請時から 1 年以内）

入国管理局申請の流れ（日本在住）

1. 健康診断受診（申請時から 1 年以内）
2. 大使館認証（組合で手続き、住民票が必要 ※特定活動の場合必要）
3. 入国管理局 在留資格変更許可申請

※必要書類一覧

受入機関

- 登記事項証明書（申請時から 3 ヶ月以内）
- 特定技能に關与する役員の住民票（個人番号記載なし、本籍地記載あり）
- 損益計算書・貸借対照表（直近 3 年分）
- 労働保険料等納付証明書（都道府県労働局にて取得）
- 社会保険料納入状況照会回答票（日本年金機構にて取得）
- 法人の納税証明書その 3（源泉徴収所得税及び復興特別所得税、消費税の納税証明書、法人税の納税証明書）（所轄税務署にて取得）
- 法人の地方税の納税証明書（市町村にて取得）
- 技能実習修了証のコピー又は随時 3 級試験合格証
- 特定技能外国人支援計画書（申請人サイン）

特定技能外国人（申請人）

- 特定技能資格変更許可申請書（本人サイン・写真）
- 住民票
- 課税証明書・納税証明書
- 源泉徴収票（課税証明書に対応したもの）
- 健康診断票（申請時から 1 年以内）